

# 昭和期愛媛の農業構造(7)

川 東 埤 弘

## 目 次

第1章 昭和期愛媛の農業生産	
第1節 農産物価格の暴落	
第2節 主要農産物の作付面積と生産高の推移	
第3節 農産物の生産額構成比の変化	
第2章 主要作物の状況	
第1節 米・麦作	(第7巻第1号)
第2節 養 蚕	(第7巻第2号)
第3節 果 樹 作	(第7巻第3号)
第3章 農業経営と農民層分解の状況	(第7巻第4号)
第4章 地主制の危機	(第7巻第5号)
第5章 小作争議の展開と衰退	
(1) 昭和2年	(第8巻第6号)
(2) 昭和3年	(以上, 本号)

## 第5章 小作争議の展開と衰退

### (2) 昭和3年

この年の争議の発生件数は、『小作年報』の数字によると、前年の27件に比べて、さらに減少し、16件となっており(係争中は除く)、争議の後退は明瞭である。争議後退の原因は、主として官憲の弾圧<sup>1)</sup>により争議が圧迫され、農民組

1) 三・一五事件。愛媛でも、3月15日の早朝、今治署の巡查が今治市八幡町の労働農民党愛媛県連合会の事務所を捜索し、書記長中川哲秋を検束し、また、周桑郡壬生川署の私服巡查が小松町の日本農民組合愛媛県支部連合会事務所(林田哲雄方)を捜索し、組合書記の篠原要を検束。また、松山署は「大衆時代」主幹高市盛之助を検束している。また、4月10日には県警察部は労働農民党支部連合会、無産青年同盟愛媛県支部連合会、日本労働組合評議会に属する松山合同労働組合・今治一般労働組合の解散を命じている(井谷正吉生涯記編集委員会『風雪の碑 明星ヶ丘-井谷正吉伝』387ページ、『資料 愛媛労働運動史 第七巻』32~34, 41~43ページ)。

合が解散され、そして、組合員も脱会していったことである。愛媛県の場合、特に東予において、次々と組合が解散されていった。また、長年にわたる争議疲れもあった。また、御大典を前にして、当局による争議の調停努力や、小作側の争議自粛なども争議の後退の原因であろう。

本年の争議後退について、『愛媛新報』は、『地主も小作人も疲れ、小作争議に平和の光、新居の日農組合員続々脱党者相垂ぐ』と題し、三・一五事件による官憲の弾圧や組合の解散、組合員の脱会だけでなく、争議の疲れを上げている。「近頃新居郡内に於ける日本農民組合員が続々と組合を脱してゐるが、之が理由として這般の共産党事件を言為してゐるようである。即ち、共産党事件に就いては、本県には直接関係が無かったやうであるが、之が為解散を命ぜられた旧労働農民党の幹部は多く日本農民組合に関係してゐるのであり、従って、旧労農党の主義主張は自然農民組合にも流れてゐるのであって、恰も姉妹関係の間にある旧労農党が共産党事件に連座したことが、本県の農民組合員の組合に対し、一種嫌気を催すに至ったのである等と伝えられてゐる。然し、斯ふした点も動機の幾部分であるかも知れないが、其の真相は久しい小作争議の為疲れたいふのが事実のやうである。即ち、沢山な訴訟事件も大体結審に近づいてゐるので、正に最後の裁きを下されんとしてゐるのであり、今日に及んで調停を要求しても、小作人が組合員となつては、地主側が承知しないので調停を行ふことが出来ない事情に置かれてあるので、勢ひ、今回の如く組合を脱出するものが続出するに至つたやうである。久しい持久戦に於て、今日では小作人側が敗れたかの観があるが、然し地主側も相当瘡痕を負ふてゐるので、小作側が妥協的態度に出づれば好意を以て此れに応ずることは必然であり、本県に於ける小作争議発祥地の如く言われてゐた新居郡は却って平和の曙光に輝かんとしてゐるのである。」<sup>2)</sup>

また、本県の小作争議の防止・調停に長年奔走してきた、小作官の藤井伝三

---

2) 『愛媛新報』昭和3年5月25日。

郎は、小作争議の減少を、地主小作両者の「自覚・反省」に求めている。「(全国の) 農民組合運動は共産党事件等の影響を蒙って、……一時其活動が鈍った感があるが、これは単に一時的の現象に過ぎず、香川県や本県のやうに組合員の脱退、支部の解散等は今のところ実例が少ないやうである。……農民組合運動の沈衰に連れて、地主団体の活動が反動期に旺盛となって、各府県共之が対策に腐心してゐる様である。随って小作調停事件は非常に増加したけれ共、調停の成立が著しく困難となった模様である。之は本県には趣が異なる所で、本県は農民が自覚、反省すると同時に、地主も亦反省して、此際互譲協調の精神に基き円満に問題を解決して農村永遠の平和を期せんとしてゐる処が認められる」と<sup>3)</sup>即ち、全国では地主側の攻勢により、調停が困難となったが、これと異なり、本県では、小作は農民組合を解散・脱会し、他方地主も反省し、両者が自覚して、互譲協調した結果、争議が減少したというわけである。そして、その争議減少や調停に当たって、県当局、小作官の力が大きいと見ているわけである。

たしかに、これらの側面も見られるが、しかし、それでも、なお、本年に争議がおこり、また、係争中の争議がなお続いているのも特徴である。さらに、昭和3年産米は不作であり、この面からも争議が起きている。

地域別・郡別では、『愛媛県農業要覧』の数字によると、南予の北宇和郡が10件と最も多く、この地に集中的に争議が発生し、ついで、東予の周桑郡4件、新居郡2件、中予の温泉郡1件となっている(実際には、後述のようにもっと多い。争議件数は県に報告があり、当局が争議と見做したものだけである)。なお、他の諸郡では新たには発生してはいない。北宇和郡で多いのは、特に明治村で、ここでは農民組合は解散せず、組合主導の下に争議がなお継続していたからであった。

農民組合運動について触れると、昭和2年3月に政党支持・思想上の対立か

---

3) 『愛媛新報』昭和3年6月29日。

ら、日本農民組合（労働農民党支持・山上武雄委員長）と全日本農民組合（日本労農党支持・杉山元治郎委員長）に分裂し、愛媛でも分裂していたが、昭和3年の三・一五事件の後、両者が合同し、5月27日、全国農民組合（杉山元治郎委員長）が結成され、愛媛でも7月29日、東予の農民組合運動のリーダー林田哲雄（日本農民組合愛媛県連合会）と南予の農民組合運動のリーダー井谷正吉（全日本農民組合愛媛県連合会）の両者が合同している<sup>4)</sup>。

以下、この年の争議の状況について見てみよう。

新居郡神戸村大字安知生の前年度からの係争中の争議（日本農民組合神戸支部に所属する小作農民28名が、地主工藤養二郎他39名に対し、大正15年度の稲作が浮塵子の発生およびイモチ病のため不作なりとして、小作料4割減額を要求、それに対し、地主側が拒否したため、小作人側は小作料不納同盟を結成し、争議となり、地主側は昭和2年5月頃、小作料請求訴訟を行い、裁判中。関係田23町1畝23歩）において、小作農民側は、裁判は多数の日数と費用が掛かるとして、昭和3年5月23日、裁判所に小作調停法による調停を申請した。しかし、裁判所は、有志が調停を行っているのを見て、調停法による手続きを取らず、そのままにしていた。この争議は、翌4年1月8日に、有志の調停により、以下のような条件で解決し、小作調停法による調停は取り下げられている。その調停条件は、①大正15年、昭和2年度の小作料は全部完納すること、②訴訟は取り下げ、その費用は各自弁すること、③将来異なる事情があっても農民組合に加入しないこと、また争議を起こさないこと、地主小作間の親睦融和のため、御大典記念親善会を組織し、全部加入すること、④御大典及び小作争議解決のために、地主は小作人に対し、大正15年度に限り、田小作料1石につき6円、畑小作料1石につき4円50銭を支給する。不作の場合には親善会において選定した委員会において見引きを行い、その決定に対しては双方とも絶対服従すること等、というもので、御大典を理由に、小作料の減額はなされた

4) 井谷正吉生涯記編集委員会『風雪の碑 明星ヶ丘—井谷正吉伝』388～389ページ。

ものの、農民組合が解散され、協調組合（親善会）がつくられ、小作側の敗北であった<sup>5)</sup>

また、同郡西条町でも大正15年以来係争中の争議が続いていた。しかし、本年は御大典の年であり係争中のまま、御大典を迎えるのは遺憾であり、ぜひ解決したいとして、在郷軍人会、仏教団、神職等が調停に入り、昭和3年3月16日第1回の調停委員会をひらき、以後種々調停が行われた。そして、10月20日に菅町長、警察署長等の調停により、以下の裁決により解決した。その裁決書は次の通りである。①西条町の地主、小作で昭和親農会を組織する。②地主小作の紛議は親農会に一任する。③現在の小作料を不相当と認めるものは、当事者の申し出により親農会で決定する。④凶作の場合、親農会において検見する。⑤大正15年度、昭和2年度の滞納小作料を5日以内に完納すること。⑥地主は小作料請求、土地返還訴訟を取り下げること。⑦現在の地主会を解散すること。⑧小作組合も解散すること。また、裁決書の希望条件は次の通りである。①自作農創設を進める。②現在の小作契約は小作に不利ゆえ、30年の地上権を設定すること。③小作者は地上権設定料を支払うこと。④現在の小作料を2割減額すること、等々であった。御大典を理由に、農民組合が解散され、協調組合（昭和親農会）がつくられ、小作側の敗北であった<sup>6)</sup>

また、同郡橘村禎瑞の、元西条藩主・松平家所有の小作地（松平頼和、東京在住、新居郡に255.4町歩所有）での、数年来の係争中の争議は、昭和3年3月15、16日西条町大字神拝の松平家事務所において、松平家の代表伊藤久夫や西条報恩会幹部等が集まり、協議の結果、大正15年度小作料は1割5分減、昭和2年度小作料も1割5分減で円満解決している<sup>7)</sup>

また、同郡氷見町における長年にわたる係争中の小作争議において、昨年11月頃に調停が進み、円満解決しつつあり、そのうち禎瑞部落の小作人41名分（氷

5) 『昭和3年小作争議綴』。

6) 『海南新聞』昭和3年3月16日、5月17日、10月23日、『愛媛新報』昭和3年10月12日、20日、23日)。

7) 『愛媛新報』昭和3年3月20日。

見町に出作)が未解決であったが、昭和3年6月、漸く調停がなり、①大正15年度の小作料は、田は1割5分減額、畑は1割減額する、②昭和2年度の小作料は地主が奨励米を小作人に支給する、ということで解決している<sup>8)</sup>

また、同郡東新地方において、昭和3年産米の稲作が大被害を被ったため(大体平年の7割)、小作人達が小作料減免を地主側に求めている(結果は不明)<sup>9)</sup>

周桑郡田野村大字長野において、昭和3年1月4日、同部落の農民組合所属の小作農民61名が、当地方は他地方に比べて小作料が高率である上に、累年の凶作により、生活困難だとして、小作料不納同盟を結び、地主18名に対し、小作料永久減額を要求した(関係田17町9反6畝9歩)。それに対し、地主側は小作料減額を頑として拒否し、法廷闘争に持ち込み、対立が激化した。そこで、所轄の壬生川警察署長はかかる対立状態は村治に及ぼす影響大だとして、調停に入り、小作・地主双方の説得に乗り出した。それに対し、小作側が屈伏し、農民組合から脱退し、また調停を警察署長に一任する態度に出た。また、地主側も調停を希望した。その後、警察署長は自らの調停ではなく、小作官、田野村村長、助役、田野村村会議員等の調停者を推薦し、彼らにより、調停が行われた。7月21日、22日、願成寺にて調停者が会合し、地主小作双方から無条件一任を取り付け、小作官が調停案を作成することとし、翌8月6日、両者に裁定案を示し、解決した。裁定案は、①地主小作間の融和親善、農村の平和の為に協調会を組織し、地主小作同数による委員会をつくる。②協調会には自作に加入させる。③凶作等により、小作料減額の必要なときは、稲刈り取り前に地主に申し出て、検見を行い、免引きの協定をする。両者一致しないときは、協調組合に申し出て、委員会で決定し、両者は異議を申し立てないこととする。④昭和2年度の稲作に限り、地主は小作人に対し、害虫駆除費として小作料1石につき8升を給付する。⑤昭和2年度の未納小作料は、1石につき8斗8升分は昭和3年8月15日までに、残りの1斗2升分は昭和3年度より5年度迄に

8) 『愛媛新報』昭和3年6月29日。

9) 『海南新聞』昭和3年11月3日。

納付すること、⑥訴訟は取り下げる、費用は各自負担とする、というもので、若干小作料の軽減がなされたものの、ここでも農民組合は解散し、協調組合がつくられ、小作側の敗北であった<sup>10)</sup>

また、同郡丹原町大字丹原の前年よりの係争中の争議において(地主2人が小作人1人に、小作料増額を要求し、訴訟を行ったが、地主側が敗訴していた。関係田4反2畝5歩)、昭和3年の初め(月日不明)、地主側は裁判敗訴の腹いせに、大正15年度および昭和2年度の小作料不納を理由として小作人に対し土地返還を要求する訴訟を行った。それに対し、小作側は3月20日、耕作継続を求めて、小作調停法の申し立てを行った。3月24日、調停委員会が開かれ、小作人に従来通り耕作せしめる調停案を出したが、地主側が頑強で、同意せず、3月29日この調停案を拒否したため、小作調停法による調停は不成立となった。そこで、小作官がこの状況を憂い、丹原町長や助役とともに調停に乗り出した。かれらが地主小作両者を説得の結果、7月21日、次の調停条件で双方合意に達した。それは、①小作人は田2畝を地主に返還する。②残りの小作地は従来の小作料にて耕作を継続する。③揚水唧筒費用は従来通り小作人の負担とする。④凶作等小作料減免を要する場合には、刈り取り前に地主に申し出、検見免引きの協定をなすこと、若し当事者間で協定出来ない時は第三者の権威により決定すること。⑤大正15年度、昭和2年度の未納小作料は納付すること、等というものであった。一部土地返還がなされたが、耕作継続が認められ、概して小作側に有利な解決であった<sup>11)</sup>

また、同郡小松町大字北川の前々年よりの係争中の争議において(大正15年10月12日、小作側が15年産米が早魃および虫害で被害が甚大であり、またポンプ代に多額の費用が掛かったとして、小作料4割の減額要求し、小作料不納同盟結成、それに対し、地主側が小作側の要求を拒否し、対立が激化し、そして地主が小作料請求の訴訟中)、昭和3年に入り、2月15日、小作人・瀬川和

10) 『昭和3年小作争議綴』。

11) 『昭和3年小作争議綴』。

平外 14 名は法廷争議に勝算なきとみなし、地主・谷口光太 9 名に対し、小作調停法の申請を西条区裁判所に行った。5 月 11, 12 日、小松町役場にて調停委員会が開かれ、そこで、小作側は水揚げポンプ費用は毎年反当たり 3 斗位だとして、この費用全部を地主に負担してもらいたいとの意向を示したが（北川部落の小作料は反当たり 1 石位ゆえ、結局小作料永久 3 割減に相当）、それに対し、地主側はこの小作料永久 3 割減額を認めず、拒否した。その後、地主小作両者および調停官の意見交換の結果、小作側は、①大正 15 年度害虫駆除費として、地主側より応分の補助支出をすること、②将来補水事業は地主小作等分の支出をなすこと、③大正 15 年度、昭和 2 年度の補水事業費の地主側半額負担、④従来の水揚げポンプは瓦斯機関なるもこれを電動機設置とし、その費用の等分負担、⑤大正 15 年、昭和 2 年度の水取費の半額地主負担のこと、の 5 項目を主張した。それに対し、地主側は①～③については認めたものの、④、⑤については、水取費を争議関係田 40 町歩に限り、電動機によるものと仮定して 2 ヶ年分の費用 1,200 円の半額を負担すると主張したが、小作側は、水取費の総反別は 50 町歩、費用は瓦斯動力による 5,000 円の半額を主張したため、調停は成立しなかった。同年 10 月 9 日に第 3 回調停委員会が開かれたが、なお歩み寄りが無く、調停は不調に終わった。10 月 24 日、地主 8 名は小作 14 名に対し、立毛仮差し押さえを執行、また、12 月 18 日にも地主 2 名が小作 6 名に動産差し押さえを執行した。このように、小作調停は不成立となり、再び、裁判闘争となり、越年した<sup>12)</sup>

また、同郡小松町大字北川の前々年よりの係争中の争議において、昭和 3 年 9 月 17 日、別の小作人 6 名が、小松町の地主今井卷太郎外 1 名に対し、小作調停法の申請を行った（関係田 7 反 4 畝 2 歩、畑 6 畝 8 歩、宅地 364 坪）。そこで、小作側は大正 15 年度以降小作料永久 3 割減を要求し、調停は不調に終わり、調停は取り下げられている<sup>13)</sup>

12) 『大正 15 年小作争議綴』、『昭和 3 年小作争議綴』。

13) その後の結末不明。『昭和 3 年小作争議綴』。



また、同郡石根村大字妙口字大垣の前々年よりの係争中の争議において（大正15年10月13日、農民組合所属の小作側が15年産米は稀なる干害の上虫害のため、甚だしい凶作だとして、小作料4割の減額要求し、それに対し、地主側が小作側の要求を拒否し、対立が激化。その後、昭和2年石根村長その他の有志が調停に入り、大部分は解決していたが、この調停に不服の大字妙口字大垣の小作農民10名が地主10名に対し、なお争議を続けていた。そこで、地主側は、昭和2年6、7月頃小作料請求訴訟を行い、裁判中）、小作側の村上幸助外9名が、昭和3年6月、裁判は多数の日数と費用を要し、不利益だとして、小作調停法の申し立てを行った（関係田3町4反7畝17歩、畑2反5畝7歩、宅地315坪）。調停委員会が開かれ、そこで、小作側は小作料4割減の他に妙口耕地全体に対する揚水唧筒費用は将来地主の全部負担することを要求した。これに対し、地主側は小作料減額はさきの石根村長の調停により解決している、いまさら譲歩の余地なしと拒否し、また唧筒費用についても地主小作間で組織されている唧筒組合で処理される問題だとして、拒否した。対立が続いたが、その後小作側が調停委員会の説得を受け、譲歩し、11月23日、次のような調停により解決した。調停条項は次の通りである。①地主小作人間の融和親善を期し、農事の発展振興を図る為、地主小作人を組合員とし協調を目的とする親農会を組織すること、但し其の内容は地主小作人各自同数の委員より成る委員会制度とすること。前項委員会の決議は過半数に依る、若し過半数に依り難き時は双方委員の同意に依る第三者又は本県小作官の意見に依り決定すること。②本件以外の地主小作人に対しては、本調停の趣旨を徹底せしめ、前項親農会に加入を勧奨し、尚自作者をも加入せしむること、③昭和4年度以降凶作其他により小作料減額を必要とする時は、予め小作人は稲刈取前地主に申出て立毛の検見を受け免引額の協定を為すこと、検見に際し当事者間に意見一致せざる場合は親農会に申出て委員会の検見免引の協定を受け、之に対し双方は異議を申し述べざること。④大正14年及び同15年度滞納小作料は昭和3年11月25日限り完納すること、右小作料は未納を原則とし金納の場合に於ては1石35円の

割合を以て換算するものとす。⑤前項滞納小作料に対しては、昭和2年5月16日より万分の3.2の日歩の利子を付加すること。⑥大正15年度小作料を完納せし際は、地主は小作人に対し同年度に限り本田及び新田の小作料本一石に付切升7升5合交付すること。⑦大正14年及び同15年度の作柄に付地主に於て検見を了し免引高を発表したるものは此際双方之を認むること、但大正15年度分に限り免引高7升5合に満たざるものは7升5合に満たすこと。⑧揚水唧筒其他特種問題は耕地整理法に因る委員会若しくは親農会等の機関により別途協調の上解決すること。⑨第四項納期に小作料を完納し難き場合は確實なる保証人2名以上の連帯証書を差入れ、昭和4年旧12月末日迄延期を求むることを得。但第五項の利子を附加するものとす。⑩本調停成立の上は地主は小作料に関する訴訟を取り下ぐること。⑪地主小作人共に訴訟の為に失費せるものは各自負担とすること。このように、小作側の要求額に比し、極めて低い妥協的解決にすぎず(7.5%の小作料引き下げ)、また、組合も解散し、協調組合が作られるなど、小作側の敗北であった<sup>14)</sup>

また、同郡石根村大字妙口字本田において、前々年よりの係争中の争議において(小作17名、地主11名、関係田3町4反7畝17歩)、大部分は昭和2年に村長の調停により解決したが、農民組合所属の小作農民17名が、これに応じず、なお争議を続けていたが、地主が訴訟におよんで、昭和3年(月日不明)に小作側が正式に小作調停法の申し立てを行った。調停委員会が2度行われたが、調停成立せず、正式調停を中止し、小作官と壬生川警察署長が調停に入った。11月5日、石根村役場において、小作地主双方を呼び、条件一任を取り付け、翌6日調停案を出したが、小作側が納得せず、決裂寸前となったが、有志の玉置光次の斡旋努力により、さきとほぼ同様の調停案により解決した<sup>15)</sup>

また、同郡石根村大字妙口字南都谷において、かつて大正14年に小作争議の調停が成立しているにも関わらず、一人新居郡水見町の地主中川弥吉のみは、

14) 『昭和3年小作争議綴』。

15) 『大正15年小作争議綴』。

大正15年に(月日不明)、調停を無視し、字南都谷の小作人4名に対し、大正13、14年度の小作料の請求訴訟を行い、また、その後再び和解が成立しているにも関わらず、昭和3年(月日不明)に、小作料納付が遅れていることを理由に、小作料の受け取りを拒否し、和解契約の解除を通告し、さらに、大正14、15年度、昭和2年度の小作米請求訴訟を行うなど、頑強な態度をとっていた。そこで、昭和3年11月、小作側が小作調停法の調停を申請した(小作4名、地主1名、関係田1町3反7畝16歩)。調停委員会において、地主側は、小作料納入の義務を履行しないので、和解契約は解除である、また、この小作地は元来土地返還を要求しており、将来小作の賃貸期間は1年限り、毎年更新とし、いつでも小作地返還できるような契約なら調停に応じると主張した。それに対し、小作側は、小作料納付が遅延しているが、故意ではない、納期の遅延は他の地主も了解しているので、他の地主と同様の態度を取ってほしいと述べた。調停委員会側は、地主側の頑な態度の再考を求め、譲歩を迫り、昭和4年5月14日に調停案を作り、地主に送達したが、地主が拒否したため、調停は不調に終わった<sup>16)</sup>

また、同郡吉井村大字玉之江字室において、昭和3年3月、小松町字新屋敷の小作人真鍋国平が、氷見町の地主・堀池伝太郎から借りている小作地6反4畝11歩を実測したところ、6反1畝5歩しかなかったとして、その割合の小作料減額を要求し、また、昭和2年度の稲作は害虫発生により不作だとして、免引を要求した(小作1名、地主1名、関係田6反4畝11歩)。それに対し、地主側は頑として小作の要求を拒否したため、争議となった。そして、地主側は、昭和2年度の小作料請求訴訟を西条区裁判所に提起し、それに対抗して、小作側は7月、小作調停法の申請を行った。しかし、その後、10月9日、小作側は、調停法の申請は穏当を欠いたと判断し、取り下げ、地主との交渉による解決をめざしている<sup>17)</sup>

16) その後の結末は不明。『昭和3年小作争議綴』。

17) その後の結末は不明。『昭和3年小作争議綴』。

また、同郡石根村大字大頭の前々年よりの係争中の争議において（農民組合主導、小作料永久2割減額、小作42名、地主9名、関係田40町歩、地主が土地返還の訴訟中）、昭和3年に入り、4月頃、小作側が同村興隆寺の住職、駐在巡査に調停斡旋を依頼、そこで、彼らが村長等と共に調停に入り、調停案をつくったが、両者が同意せず、8月決裂した。そこで、9月、小作側は小作調停法の申請を行った。しかし、裁判所側は正式調停よりも従来の調停者による自治的調停が適切と判断して、調停を行った。その結果、小作側も譲歩して、10月14日、小作官の調停により次のような裁定により解決した。裁定内容は、①地主小作人間の融和親善を期し、農事の発展振興を図る為地主小作人を組合員とし協調を目的とする親農会を組織すること、但し其の内容は地主小作人各自同数の委員より成る委員会制度とすること。前項委員会の決議は過半数に依る、若し過半数に依り難き時は双方委員の同意に依る第三者の意見に依り決定すること。親農会の事業並に内容は別冊準則（省略す）に據ること。②本件以外の地主小作人に対しては、本裁定書の趣旨を徹底せしめ、前項親農会に加入を勧奨し、尚自作者をも加入せしむること、③昭和3年度以降凶作其他により小作料減額を要するときは、小作人は稲刈取前地主に申出て立毛検見を受け免引額の協定をなすこと、若し当事者間に於て意見一致せざるときは親農会に申出て委員会の検見免引の協定を受け、双方之に対し異議を申し述べざること。④親農会は特種事情のある土地に対し、必要なる調査審議をなすことを得。⑤地主は小作が専ら平和解決を希望する穩健なる態度に出づる誠意を掬みて、昭和2年度分に於て耕地1反歩に付玄米1斗を交付すること。前項の規定は昭和2年度に在りて免引をなし居るものに対しては之を適用せず。但し其の免引額前項の額に充たざるものは同額に充つる迄追加交付すること。第六、本争議に関する昭和元年度及び昭和2年度滞納小作米各6割は昭和3年10月25日限り納入すること。⑦同上滞納小作料各4割以内は3等分し、昭和3年度同4年度同5年度の旧年末限り分納すること。但し昭和4年度及び昭和5年度分に対しては100円に付日歩2銭5厘の利子を付けるものとする。⑧右完納に付いては昭和元

年度小作料は1石に付金33円70銭を以て換算したる金額を以て納付すること、昭和2年度小作料は生産検査に合格したる玄米を納付すること。但し、昭和2年度分に限り玄米なき場合、若しくは不足する場合は1石に付金30円を以て換算すること。⑨前項玄米若しくは換算金なき場合は地主に於て承認する確実なる保証人2名以上の連帯責任を以て昭和3年度小作料納入期限迄延納を求むることを得。但し、此の場合に於て本裁定書に定めたる納期より小作料換算金額に対し1日に付万分の2.5の利子を付するものとす。⑩第6乃至第9の諸項履行済の場合は土地返還の請求訴訟は之を撤回すること、等々というものであった。耕作継続はしたものの、小作料減額は昭和2年度限りの反当たり1斗の減額に過ぎず、組合も解散され、協調組合(親農会)がつくられ、小作側の敗北であった<sup>18)</sup>

また、同郡石根村大字大頭字鴨池の前々年よりの係争中の争議において(農民組合主導、大正15年度小作料4割減額要求、小作料不納同盟を結成、小作4名、地主3名、関係田4反9畝2歩)、昭和2年度も水不足、凶作だとして同様の要求を出し、争議継続中であつたが、昭和3年、地主側は小作料の請求ならびに耕作地返還の訴訟を行った。そこで、小作側が9月小作調停法の申請を行い、従来通り耕作継続ができること、ならびに、大正15年度の小作料減額3割～3割5分、昭和2年度は反当たり1斗5升の減額を要求した。裁判所は法により調停に入ろうとしたが、有志が調停を試み、その見込みが出てきたため、裁判所は調停手続きを暫く見合わせ、有志の調停に委ねた。その結果、翌昭和4年2月23日、解決した。調停内容は先の大字大頭の10月14日の裁定内容と同一であつた<sup>19)</sup>

以上、東予においては、概して、若干の小作料減額を勝ち取ったものの、組合の解散、協調組合の結成に帰結し、争議は敗北に終わったと言えよう。

県の小作争議の統計では小作争議として取り扱われていないが、松山市や温

18) 『大正15年度小作争議綴』。

19) 『昭和3年小作争議綴』。

泉郡でも争議が起きた。

松山市大字萱町において、昭和3年1月30日、地主が小作に対し、宅地化のため必要だとして、本年の麦作限りとし、土地返還を求めた（地主4名、小作1名、関係田1反5畝29歩）。それに対し、小作側はこの土地は明治23、24年頃から、前小作人から反当たり麦10俵の間免で小作権を譲受け、長年小作し続けており、また、来年度の稲作の準備もしており、また、突然返還を要求されても生活に困ると拒否し、争議となった。そこで、松山市大字味酒の総代・向井惣十郎が調停に入ったが、小作側は耕作の継続ないし相当の賠償額を主張し、地主側は土地返還、賠償は坪当たり10銭、それ以上譲歩の余地無しとの態度に出たため、調停は成立しなかった。そこで、小作官が調停に入った。小作官が種々調停の結果、6月23日、①小作人は小作地1反5畝29歩を麦収穫後地主に返還する、②地主は小作人に土地返還保証金として、1坪につき22銭を支給する、ということで解決した。小作側に不利な解決であった<sup>20)</sup>

温泉郡久枝村大字東長戸において、去る昭和2年の秋に、潮見村大字吉藤、久枝村大字東長戸等の小作農民6名が、松山市三番町の大地主・清水義彰に対し、口米廃止を要求していたが（1俵につき5升の口米）、地主側は、前年の昭和2年6月小作人達は小作料4割減額の要求を出し、仲裁によって、円満解決したのに、またまた、口米廃止を要求するとは不誠実だとして、昭和3年2月10日、突然土地返還訴訟の行動に出た（関係田2町1反2畝27歩）。それに対抗して、小作側は6月11日、小作調停法の申し立てを行った。調停の結果、6月28日、次のような調停条項で解決した。それは①延滞している小作米昭和2年度分を減額する（奨励米を含む）。②小作地は従来通り耕作させる。③生産検査合格米をもって小作料を納入した場合、奨励米として1石につき2升5合を交付する等というもので、妥協的解決であった<sup>21)</sup>

また、同郡堀江村大字堀江字孫右衛門において、去る大正15年に発生した小

20) 『昭和3年小作争議綴』。

21) 『昭和3年小作争議綴』。

作料5割減額を求める争議は、昭和2年6月18日に2割減額で調停がなされ、一応収束していたが、堀江の小作農民芳野種吉ら18名は、昭和2年産米が収支不償だとして、堀江の地主36名(得居善次郎等)に対し、再び小作料減額を要求していた(関係田9町7反6畝6歩)。それに対し、地主側が、昭和3年4月2日、小作人に対し、小作地返還と小作料請求の訴訟を提起した。4月24日に第1回の口頭弁論、6月16日に第2回の口頭弁論、7月5日に第3回口頭弁論が行われ、そこで、両者の対立が続いた。そこで、小作農民側が9月、小作調停法の申し立てを行った。10月8日、10日、15日に調停委員会が開催され、調停の結果、10月15日、①小作料を永久1割余り減額し、小作人に従来通り小作させる、②昭和3年度以降の小作料の支払い期限は毎年稲作収穫終了次第とし、遅くとも翌年1月末までとする。小作料を生産検査合格米でもって期限内に納付するときは、奨励米として1石につき2升5合を交付する。③凶作等により小作人が小作料減額を要求する場合は、稲刈取前に地主に申し出て合意の上減額する、しかし、意見の一致をみないときは、地主2名、小作2名の委員で決定する。④稲刈取後、また水田に稲作以外の作付をしたときは小作料減額を請求できないこと。⑤小作人は地主の承諾を得ずして借地権を譲渡することはできない。⑥やむを得ない事情があるときは、地主は小作地返還を請求することができる。その際補償金を交付する、等々という条件で解決した。小作料減額はやや低い、小作継続が認められ、小作側に比較的有利な解決であった。<sup>22)</sup>

また、同郡和気村の争議において(月日不明)、昭和3年10月31日、同村役場にて調停が行われ、関係土地を1等から11等までに分かち、1等の小作料を1石9斗とし、以下1斗ずつ減じ、11等を9斗とすることで解決している。<sup>23)</sup>

また、同郡粟井村大字鹿の峰部落の、前年よりの係争中の争議は(昭和2年11月頃勃発)、同村の有志が調停に入り、上田は5升、下田は3升引き下げるこ

22) 『昭和3年小作争議綴』、『海南新聞』昭和3年4月3日、7月6日、『愛媛新報』昭和3年4月4日、5月25日、10月10日、10月17日。

23) 『愛媛新報』昭和3年11月2日。

と、奨励米は1石につき昨年まで4升であったのを5升とすることで解決した。また、隣村の河野村、浅海村でも争議中であるが、まだ解決していない<sup>24)</sup>

伊予郡北伊予大字鶴吉字草田において、昭和3年4月4日、地主・伊曾能神社(南伊予村大字宮の下)が小作人2人に対し(1人は8畝18歩、もう1人は3反16歩)に対し、この小作地を別の小作人に小作させようとして、小作地返還を求めた。それに対し、小作側が引き続き小作継続を求めて小作調停法の申し立てを行った。4月14日、裁判所が調停し、その調停は、小作継続は前者の小作地は昭和3年度限り、後者の小作地の内1反3畝2歩は昭和3年度限り、残りの1反7畝14歩は昭和4年度限りとする、また、同小作地は昭和8年5月まで、この2人の小作人および、神社側が新しく小作させようとした小作人にも小作させない、というもので、小作側の敗北であった<sup>25)</sup>

また、同郡南伊予村においても小作争議がおこり(月日不明)、放任されていたが、3月11日、同村役場にて、小作調停委員会が開かれ、地主、小作の代表、藤井伝三郎県小作官臨席のもと調停がなされている<sup>26)</sup>

南予では、北宇和郡でのみ争議が起こった。とくに同郡の明治村で多発した。それは、この地が南予の農民運動のリーダー・井谷正吉が指導する全日本農民組合(日本労農党支持、杉山元次郎委員長)の拠点であったからである。井谷は昭和2年の12月上旬に賀川豊彦を南予に招き、講演会を連続的に行っている<sup>27)</sup>

12月10日、明治村松丸に賀川豊彦がやってきて、そこで、全日本農民組合支部大会が開かれ、小作料逡減が決議され、それにもとづき、目黒部落では3割5分減、松丸、富岡、上家地部落では5割減という徹底的で、組織的な小作料軽減運動が起きた<sup>28)</sup>

24) 『愛媛新報』昭和3年4月5日。

25) 『昭和3年小作争議綴』、『海南新聞』昭和3年4月22日。

26) 『海南新聞』昭和3年3月12日。

27) 井谷正吉生涯記編集委員会『風雪の碑 明星ヶ丘』382ページ。

28) 『愛媛新報』昭和3年2月2日。



北宇和郡明治村大字目黒では、昭和2年末に、小作農民78人(全日農組合主導)が、地主23人に対して、小作料3割5分減要求し、争議を起こしていた(関係田43町6畝13歩)。この争議は昭和3年に入って、地主小作個々交渉の結果、春に(月日不明)小作33名分、地主7名分は、昭和2年度の小作料を2割ないし2割5分減額する、という条件で、小作側に比較的有利な解決をした。しかし、残余の地主16名(宇和島市の地主赤松君代ら)は強固な態度をとり、拒否したため、小作側は昭和2年度分の小作料を不納、保管する戦術をとって対抗し、対立が激化した。それに対し、地主側が3年3月に宇和島区裁判所に小作料支払い命令の訴訟をとり、裁判となった。そこで、小作側は対抗し、9月13日、松山地方裁判所宇和島支部に小作調停法の申請を行った。調停委員会が3年12月11日以降、翌4年にかけて開催された。この争議は、長期にわたる抗争のため両者が疲れ、翌昭和4年7月1、2日の第4回調停委員会にて、調停案を両者が受け入れ、次のような調停で解決している。それは、①昭和2年度の小作料は1割減額、②昭和3年度の小作料は1割5分減額、③昭和4年以降は1割減額する、等々というもので妥協的解決であった<sup>29)</sup>

また、同郡明治村大字松丸字沖台において、同部落の小作農民で、全日本農民組合の組合員達(明治村松丸支部、支部長三好判四郎)が、地代が極端に高く、収支が償わないとして、松丸土地組合の地主岡田五郎、正木正光等に対し、小作料減額を要求した(月日不明)。解決が長引いたので、小作側は昭和3年4月初め、小作料減額を求めて、小作調停法の申し立てを行った。第1回調停委員会は5月15日、第2回が7月13日に開催された。多くは5月に解決している。各小作人別の解決状況は次の通りである。

小作人中宇根万吉の場合。小作人中宇根は宅地19坪を1カ月2円9銭で地主正木正光から借地し、住宅を建築していたが、賃借料が他に比し高いとして、1円50銭に減額してほしいと要求したが、結果は①賃借料は昭和3年1月以降

29) 『昭和2年小作争議綴』、『昭和3年小作争議綴』、『愛媛新報』昭和3年10月20日、12月18日)。

1ヵ月1円80銭に減額する。②昭和2年12月分までの不納分12円35銭，および，昭和3年1月より5月までの賃借料9円2銭5厘，合計21円37銭5厘を昭和3年5月31日までに支払うこと。③賃借期間は5年とする，という調停で，要求額の約半分，妥協的解決であった。

小作人渡辺孫市の場合。小作人渡辺は，田2反6畝の土地を年4石の地代で，地主岡田一夫から小作していたが（1反あたり約1.54石），小作料があまりにも高く毎年収支が償わないため，小作料5割減の要求を出したが，結果は，①前記土地の賃借料は昭和3年度以降十二代半とする。②滞納小作米を昭和3年，4年の納付期に各1俵ずつ納付する。その他の不納米は地主はこれを放棄する。③小作期間は向こう5ヵ年とする，という調停で，要求額に比し，低い妥協的解決であった。

小作人坂本要の場合。小作人坂本は，田1反3畝の土地を年2石4斗の地代で，先の同じ地主岡田一夫から小作していたが（1反あたり約1.85石），毎年収支が償わないとして，地代5割減の要求を出したが，結果は，①賃借の小作料は昭和3年度以降2石5升とする。②昭和2年度の滞納小作米を2石5升とし，昭和3年6月20日に3俵，10月20日に2俵5升を納付すること。③小作期間は向こう5ヵ年とする，という調停で，3斗5升，約15%の減額で，要求額に比し，低い妥協的解決であった。

小作人倉田忠三郎の場合。小作人倉田は田1畝を地代1石1斗2升にて，小作していたが，小作料が高いとして，小作料5割6歩減の要求を出したが，結果は，①賃借料は昭和3年1月以降1ヵ月2円11銭とする。②昭和2年12月分の滞納分2円44銭と昭和3年1月より5月までの10円55銭，合計12円99銭を昭和3年5月末までに支払うこと。③賃借期間は5ヵ年とする，という調停で，要求額に比し，低い妥協的解決であった。

小作人酒井音次郎の場合。小作人酒井は田9合を地代1石2斗9升6合にて，小作していたが，小作料が高いとして，小作料6割4歩減の要求を出し，その結果，①賃借料は昭和3年1月以降1ヵ月2円96銭とする，②昭和2年12月

分の滞納分 25 円 72 銭と昭和 3 年 1 月より 5 月までの分 14 円 85 銭, 合計 45 円 57 銭を, 昭和 3 年 5 月末に 5 円 57 銭, 6 月より 10 月まで毎月 7 円ずつ支払うこと。③賃借期間は 5 ヶ年とする, という調停で, 要求額に比し, 低い妥協的解決であった。

小作人柘田道十郎の場合。小作人柘田は田 1 畝を地代 6 斗にて小作していたが, 地代が高く, 収支が償わないとして, 小作料 7 割減の要求を出し, その結果, ①賃借料は昭和 3 年 1 月以降 1 ヶ年 12 円とする, ②昭和 2 年 12 月分の滞納分 14 円 40 銭は, これを 2 回にわけて, 3 年 12 月末に 7 円 20 銭, 4 年 12 月末までに 7 円 20 銭を支払うこと。③賃借期間は 5 ヶ年とする, という調停で, 要求額に比し, 低い妥協的解決であった。

小作人河野音市の場合。小作人河野は田 2 畝 6 合 6 勺を地代 2 石 4 斗にて, 別の田 1 畝を 1 石 3 斗 2 升にて小作していたが, 地代が高く, 収支が償わないとして, 前者の小作料を 5 割減, 後者を 6 割 9 分減要求を出し, その結果, ①賃借料は昭和 3 年 1 月以降, 田 1 畝歩は 1 ヶ月 3 円, 田 2 畝 20 歩は 5 円 20 銭, 田 8 歩 5 合は 30 銭とする。②昭和 2 年 12 月までの滞納分および昭和 3 年 5 月までの分合計 155 円 90 銭は昭和 3 年 5 月までに支払うこと。③賃借期間は 5 ヶ年とする, という調停で, 要求額に比し, 低い妥協的解決であった。

小作人柿本梅吉の場合。小作人柿本は田 1 畝 6 勺 6 才を地代 4 斗 9 升 6 合にて小作していたが, 地代が高く, 収支が償わないとして, 4 割 3 分減の要求を出し, その結果, ①賃借料は昭和 3 年 1 月以降 1 ヶ月 2 円とする, ②昭和 2 年 12 月分の滞納分 15 円 68 銭は, 3 年 8 月末に支払うこと。昭和 3 年 1 月より 12 月までの 1 ヶ年分 24 円は昭和 4 年 2 月 15 日に支払うこと。③賃借期間は 5 ヶ年とする, という調停で, 要求額に比し, 低い妥協的解決であった。

小作人宇都宮比佐吉の場合。小作人宇都宮は田 1 畝 6 合 4 勺 2 才を地代 1 石 2 斗 8 升 1 合にて小作していたが, 地代が高く, 収支が償わないとして, 7 割 4 分減の要求を出し, その結果, ①賃借料は昭和 3 年 1 月以降 1 ヶ月 2 円 46 銭とする, ②昭和 2 年 12 月分の滞納分 9 円 60 銭と昭和 3 年 1 月より同 5 月まで

の小作料12円30銭、合計21円90銭は昭和3年5月末までに支払うこと、という調停で、要求額に比し、低い妥協的解決であった。

小作人増田忠三郎の場合。小作人増田は田1畝2合2勺5才を地代9斗5升5合5勺にて小作していたが、地代が高く、収支が償わないとして、7割4分6厘減の要求を出し、その結果、①賃借料は昭和3年1月以降1ヵ月1円83銭とする、②昭和2年12月分の滞納分18円96銭と昭和3年1月より同5月までの小作料9円15銭、合計28円11銭は、昭和3年5月末に3円61銭、同年6月より12月まで毎月末に3円50銭宛支払うこと、③賃借期間は向こう5ヵ年とする、という調停で、要求額に比し、低い妥協的解決であった。

小作人中宇根万吉の場合。小作人中宇根は田8合3勺3才を地代1石9升8合にて小作していたが、地代が高く、収支が償わないとして、6割7厘減の要求を出し、その結果、①賃借料は昭和3年1月以降田1畝1歩は1ヵ月2円94銭5厘、田1畝2歩は1円60銭とする、②昭和2年12月までの滞納小作料65円88銭と昭和3年1月より同5月までの小作料22円72銭5厘、合計88円60銭5厘は、昭和3年6月より向こう17ヵ月間に月末5円宛支払い、最後の月において3円60銭5厘を附加支払うこと。③賃借期間は向こう5ヵ年とする、というもので、要求額に比し、低い妥協的解決であった。

小作人三好伴四郎（全日本農民組合松丸支部長）の場合。小作人三好は田1畝9合3勺3才を地代1石8斗9升8合にて、別の田1畝を9斗にて小作していたが、地代が高く、収支が償わないとして、前者について5割7厘減、後者について7割8歩減の要求を出し、その結果、10月22日、①賃借料は昭和3年1月以降1ヵ月4円30銭とする、②昭和3年10月までの滞納分210円70銭を昭和3年12月末日までに支払うこと、③賃借期間は向こう5ヵ年とする、という調停で、要求額に比し、低い妥協的解決であった。

小作人松田菊一の場合。小作人松田は田2合3勺2才を地代1斗4升にて、地主谷口帛雄から小作していたが、地代が高く、収支が償わないとして、6割6分8厘減の要求を出し、その結果、①賃借料は従来どおりとする、②昭和2

年度滞納分を4円20銭と換算し、昭和3年11月末日に支払うこと、③賃借期間は大正15年3月より昭和6年3月31日までとする、というもので、小作側の敗北であった。同小作人松田菊一は、地主岡田忠一郎から敷地6合3勺3才を、地代米年3斗8升4合にて、畑6合3勺3才を9升5合にて小作していたが、敷地に対しては6割6分7厘減、畑に対しては3割3分4厘減の要求を出し、それについては、①賃借料は宅地は従来どおり、畑は8升3合とする。②昭和2年度滞納分は13円98銭と換算し、昭和3年11月末日に支払うこと。③賃借期間は大正15年3月より昭和6年3月31日までとする、④小作人の費用によって設けたる溝渠費用を4円とし、地主が払うこと、という調停で、要求額に比し低い妥協的解決であった。

小作人細川春馬の場合。小作人細川は地主岡田忠一郎から敷地1畝を地代米年6斗にて、また畑5合6勺を8升5合にて小作していたが、地代が高く、収支が償わないとして、敷地に対しては6割6分7厘減、畑に対しては3割4分2厘減の要求を出し、その結果、①賃借料は宅地は従来どおり、畑は7升3合とする。②昭和2年度滞納分は20円19銭と換算し、昭和3年11月末日に支払うこと。③賃借期間は大正15年3月より昭和6年3月31日までとする、④小作人の費用によって設けたる溝渠費用を10円とし、地主が払うこと、という調停で、要求額に比し低い妥協的解決であった。

小作人緒方龍馬の場合。小作人緒方は地主出口千松から、田8合8勺を地代米年5斗2升8合にて小作していたが、地代が高く、収支が償わないとして、6割6分7厘減の要求を出し、その結果、①賃借料は従来どおりとする、②契約期間は昭和2年4月より昭和5年3月31日までとする、③右契約期間満了後は当事者間においてさらに契約期間及び賃料に付き契約する、という調停で、小作側の敗北であった<sup>30)</sup>

また、同郡明治村大字松丸において、再び、昭和3年12月に、争議が発生し

30) 以上『昭和3年小作争議綴』、『海南新聞』昭和3年4月8日、4月18日、『愛媛新報』昭和3年5月1日、5月29日、7月15日、11月9日。

た。同部落の小作農民（全国農民組合明治村松丸支部の組合員）は、昭和3年秋の産米が不作であったため、小作料減額を求めて個々交渉をしていたが、地主が強硬で要求が容れられなかったため、遂に12月25日夜、全農明治村松丸支部の組合員宅に会合し、全国農民組合の名を用いずに、小作人団体の名をもって小作料3割減額の要求をなすことを決め、12月26日、地主に要求した（小作32名、地主15名、関係田11町1反6歩）。それに対し、26日、地主側も会合し、本年の不作を認め、平均1割減額を行うことを決め、小作側と交渉したが、協定ならず、越年した。この争議は小作側が要求を撤回し、翌昭和4年1月7日、次のような条件で解決した。それは、①争議関係田地に対し、本年限り小作料1割減額する、但し、立毛当時地主の検見を受けたるものに対しては、検見当時の地主より発表したる以外にさらに1割の減額とする。②収穫高より旧年末までの食米を差し引き、小作料に不足を生じる小作人に対しては、小作料の1割を限度として、豊作の年まで無利息を以て不足額を貸与する、というもので、要求額に比し低い妥協的解決であった<sup>31)</sup>

また、同郡明治村大字上家地において、昭和2年12月28日、小作人22名（全日本農民組合指導）が、地主5名に対し、小作料3割～4割7分減を要求して争議となっていたが、昭和3年に入り、そのうち、小作11名、地主4名分については、4月、地主側の譲歩により、小作料永久1～2割減額で解決した。しかし、上家地の地主松岡嘉則のみは譲歩せず、松岡は4月26日、宇和島区裁判所に調停申し立ての申請を行った<sup>32)</sup> 調停委員会が7月に2度、10月22日に3度目が開催され、6人分が解決した。そして12月11日に4人分、そして翌4年1月に最後の1人が解決した。各小作人別の解決状況を列挙すれば次の通りである。

小作人松田寅一郎の場合。小作人松田は地主松岡から、山林4反28歩、田1反5畝3分、畑5畝28歩を1石にて賃貸していたが、3割減を要求し、結果は、

31) 『昭和3年小作争議綴』。

32) 『愛媛新報』昭和3年5月1日。

①賃貸料は8斗2升到減額する(1割8分減), ②昭和2年度の滞納小作料は昭和3年12月20日までに納付すること, ③契約期間は昭和8年4月30日までとする, というもので, 妥協的解決であった。

小作人松芝武一の場合。小作人松芝は地主松岡から, 畑6畝28歩を3斗にて小作していたが, 3割減を要求し, 結果は, ①小作料2斗5升到減額する(1割7分減), ②昭和2年度の滞納小作料は昭和3年12月20日までに納付すること, ③契約期間は昭和8年4月30日までとする, というもので妥協的解決であった。

小作人松芝金三郎の場合。小作人松芝は地主松岡から, 田3反25歩, 畑3畝18歩を3石にて小作していたが, 3割減を要求し, 結果は, ①小作料2石4斗6升到減額する(1割8分減), ②昭和2年度の滞納小作料は昭和3年12月20日までに納付すること, ③契約期間は昭和8年4月30日までとする, というもので妥協的解決であった。

小作人土居元次郎の場合。小作人土居は地主松岡から, 田1反4畝26歩, 畑1畝6歩を9斗にて小作していたが, 3割5分減を要求し, 結果は, ①小作料7斗6升到減額する(1割6分減), ②昭和2年度の滞納小作料は昭和3年12月20日までに納付すること, ③契約期間は昭和8年4月30日までとする, というもので妥協的解決であった。

小作人坂本兵太郎の場合。小作人坂本は地主松岡から, 山林2町7反8畝10歩, 田6反2畝17歩, 畑2反5畝16歩を5石4斗にて小作していたが, 3割減を要求し, 結果は, ①小作料4石9斗2升到減額する(9分減), ②昭和2年度の滞納小作料は昭和3年12月20日までに納付すること, ③契約期間は昭和8年4月30日までとする, というもので小作人に不利な解決であった。

小作人村田弥惣治の場合。小作人村田は地主松岡から, 山林1反2畝12歩, 田1反1畝14歩を6斗5升到減額することを要求し, 結果は, ①小作料5斗6升到減額する(1割4分減), ②昭和2年度の滞納小作料は昭和3年12月20日までに納付すること, ③契約期間は昭和8年4月

30日までとする、というもので、いずれも要求額の約半分、妥協的解決であった。

小作人岡本和五郎の場合。小作人岡本は地主松岡から、宅地47歩、山林1町7反1畝18歩、田5反7畝18歩、畑2反0畝10歩を3石にて小作していたが、3割減を要求し、結果は、①小作料2石6斗6升5合に減額する(8分9厘減)、②昭和2年度の滞納小作料は昭和3年12月20日までに納付すること、③契約期間は昭和8年4月30日までとする、というもので小作人に不利な解決であった。

小作人浅井政吉の場合。小作人浅井は地主松岡から、山林2町5反5畝、田4反8畝8歩、畑1反1畝4歩を2石にて小作していたが、3割減を要求し、結果は、①小作料1石8斗4升5合に減額する(7分8厘減)、②昭和2年度の滞納小作料は昭和3年12月20日までに納付すること、③契約期間は昭和8年4月30日までとする、というもので小作人に不利な解決であった。

小作人永田大治郎の場合。小作人永田は地主松岡から、宅地90坪、山林4反0畝5歩、田4反4畝22歩、畑2反6畝28歩を4石6斗にて小作していたが、4割減を要求し、結果は、①小作料4石1斗に減額する(1割1分減)、②昭和2年度の滞納小作料は昭和3年12月20日までに納付すること、③契約期間は昭和8年4月30日までとする、というもので小作人に不利な解決であった。

小作人竹葉新松の場合。小作人竹葉は地主松岡から、田8反9畝2歩、畑1反5畝27歩を6石2斗にて小作していたが、3割減を要求し、結果は、①小作料5石5斗3升5合に減額する(1割1分減)、②昭和2年度の滞納小作料は昭和3年12月20日までに納付すること、③契約期間は昭和8年4月30日までとする、というもので小作人に不利な解決であった。

最後の1人の小作人浅井利吉が未解決で残っていたが(田1反22歩、畑1畝26歩を1石1斗にて賃貸し、3割減を要求)、この分は翌年1月、9斗2升2合5勺(9分減)で解決している。小作人に不利な解決であった<sup>33)</sup>

33) 以上、『昭和3年小作争議綴』。



また、同郡明治村大字富岡において、小作人田中初治（全農明治村松丸支部所属）は、富岡の地主三好鉄太郎から、2反5畝5歩の小作地を、4石8斗4升3合の小作料で賃貸していたが（1反あたり約1.93石）、大正15年度は凶作だとして3割3歩を減じて3石2斗4升5合しか納付せず、また、昭和2年度も2割1歩を減じて3石8斗2升5合しか納付しなかった。地主側が数回督促したが、小作側は8斗に減額すれば納付するといひ、対立が続いていた。そこで、昭和3年3月、地主側が大正15年度と昭和2年度の小作料不納分の納付と将来契約を履行することを求めて、小作調停法を申し立てた。調停委員会が開かれ、5月28日、次のような調停で解決した。それは、①昭和3年度以降、小作料は3石8斗2升5合とし、毎年12月15日限り支払うこと。②滞納小作料5石4斗7升のうち、4斗7升は切捨て、5俵は昭和3年6月25日までに、2俵半は同年12月15日までに、2俵半は4年12月15日までに、2俵半は5年12月15日までに支払うこと。但し、石につき2升5合の差し米を付すこと。③不作天災のときは鎌入れ前に立ち見を求めること。④小作期間と向こう4年間とする、というものであった。小作料2割1分の減額で小作側に有利な解決であった<sup>34)</sup>。

また、同郡明治村大字富岡において、同部落の小作人久保田は松丸の地主正木正光から田1反1畝27歩を2石2升2合にて小作し、大正15年度分は2割1分の減で解決していた。しかし、小作側は昭和2年度分に関しても、3割5分減の要求をだし、小作料納付せず、またまた争議となった(月日不明)。そこで、地主側が昭和3年7月に小作調停法の申請を行った。調停の結果、10月22日、次のような条件で解決した。それは、①小作料を永久に2割1分減じ、昭和6年4月末まで小作を認める。②昭和2年度分は小作料4割5分を減額する。③滞納小作料は昭和3年12月15日までに全納する、というもので、小作側に有利な解決であった<sup>35)</sup>。

34) 『昭和3年小作争議綴』。

35) 『昭和3年小作争議綴』。

また、同郡明治村大字富岡において、同部落の小作人で、全農明治村富岡支部組合員の竹内留吉と藤本末市の両名は、昭和3年12月、3年産米が水害と虫害によって不作だとして、地主赤松兵三郎に対し、小作料6割減の要求をした(関係田5反5畝)。それに対し、地主側が拒否したため、争議となり、小作人側は小作料を納付せず、越年した。この争議は翌4年(月日不明)、地主側が憤慨して、小作料請求訴訟を行い、それに対抗して、小作側が4年12月2日、松山地裁宇和島支部に小作調停法の申し立てを行い、昭和5年4月に、次のような条件で調停が成立した。竹内の分は、①小作料を2石5斗2升とする、②毎年12月末日までに納付すること、③小作料滞納2回に及ぶ時は、地主は地所の返還を請求できること、④昭和3年度滞納小作料を1石5斗1升とし、5年4月末までに支払うこと、⑤昭和4年度滞納小作料を1石4斗4升とし、5年6月末までに支払うこと、等というものであった。藤本の分は、①小作料を3石3斗8升とする、②、③は竹内の分と同じ、④昭和3年度滞納小作料を2石とし、昭和5年4月末までに1石、6月末までに1石を納付すること、等というものであった。小作側に比較的有利な解決であった<sup>36)</sup>

また、同郡明治村大字豊岡の前年よりの係争中の争議(地主1名、小作1名、小作料減額要求)は、昭和2年10月に小作調停法に持ち込まれていたが、昭和3年3月12日、次のような調停条件で解決した。それは、①大正15年、昭和2年の小作料は田3割減、畑2割3分減とする、差米は慣例により1俵1升とする、②昭和3年以降は田は2割減、畑は7分5厘減とする、③小作期間は昭和3年以降5ヵ年とする、というもので、小作側に比較的有利な解決となっていた<sup>37)</sup>

また、同郡明治村大字豊岡字前組において、同部落の小作農民は大正14年に小作料3割5分減を求めて争議を行い、大正14、15、昭和2年の3年間は小作料1割5分減で妥協解決していたが、本年はその期間満了し、本年産は風水害

36) 『昭和3年小作争議綴』。

37) 『昭和2年小作争議綴』。

等のため、平年に比し3～5割の減収となったため、同部落の小作農民で全国農民組合の組合員達31名(全農豊岡支部)は昭和3年12月5日、地主17名に対し、小作料永年5割減および差米(4斗につき1升)廃止を要求した(関係田20町1反4畝5歩、畑4反1畝)。それに対し、地主側が拒否したため、争議となり、小作側は小作料不納で闘い、越年した。この争議は翌4年1月12日、地主1名、小作9名の間で妥協が成立し、本年に限り小作料2割5分乃至3割2分5厘減額(平均2割8分減)する、差米は従来とおりの4斗につき1升という条件で解決し、また、残りの他の地主、小作も1月28日、本年に限り田は3割3分5厘、畑は1割1分減額する、差米は4斗につき1升納付する、昭和4年春に地主小作双方より委員を選出し、本争議関係田畑の小作料の改定を行い将来争議の根絶をはかる、という条件で解決している。小作側に比較的有利な解決であった<sup>38)</sup>

また、同郡明治村大字豊岡字後組において、昭和3年12月24日、同部落の小作農民で、全国農民組合の組合員達37名(全農明治村豊岡後組支部員)が会合し、本年は風水害のため、平年の2割5分位の収穫であり、その上米価暴落し、小作人は諸公課肥料代等に窮し、生活出来ないとして、地主25名に対し、小作料永年5割減額、差米(1石につき2升5合)廃止を組合の名をもって要求した(関係田27町1反29歩)。それに対し、地主側は、昨年本部落で地主小作協定委員会を設立し(8名)、争議に至らないように小作料1割ないし1割5分の減額を実行したのに、このような争議を惹起するのは不穏当だとして、憤慨する態度をとった。12月27日に、協定委員が集まり協議したが、そこで、昨年の協定は地主に有利だとして、両者の対立が続き、越年した。この争議は翌4年に入り、地主の内、小地主が争議が長引くと小作料取り立て不能となると恐れ、妥協に走り、1月末に地主7名と小作15名が本年に限り2割3分ないし5割減(平均3割6分減)で解決し(関係田1町7反1畝)、3月6日には大地

---

38) 『昭和3年小作争議綴』。

主の吉良銀次郎の小作16名の間で3割7分減で解決し(関係田11町7反), 5月10日には地主2名, 小作12名の間で3割7分減で解決し(関係田3町5反1畝), 5月25日には地主9名, 小作21名の間で, 2割ないし3割7分(平均3割)で解決し(関係田9町7反3畝27歩), 7月18日地主正木哲市等3名と小作6名の間で2割ないし3割7分減で解決している(関係田9反1畝23歩), しかし, 残余の地主3名と小作5名の間で妥協がならず, そのうちの地主の一人二宮道次郎が, 7月17日に, 関本ら3人の小作人に対し, 土地返還請求訴訟を宇和島区裁判所に提起した。それに対抗して, 小作側は本争議の指導者である全農予土協議会長・井谷正吉と協議し, 9月4日, 松山地方裁判所宇和島支部に小作調停法の調停申し立てを行っている。また, 別の地主・武井半七も小作人山田に対し, 8月5日, 宇和島区裁判所に対し小作料支払い請求の訴訟を行った(関係田1反3畝28歩)。それに対抗して, 小作人山田も井谷正吉と協議し, 8月30日に小作調停法の調停申し立てを行っている。この争議は翌昭和5年4月6日, 小作調停委員会が開催され, 地主二宮, 小作関本の分は小作料減額で妥協解決し, 地主武井, 小作山田の分は小作側の土地返還で小作側の敗北に終わっている。なお, 残余の地主松岡貞治と小作人城口の分は小作料1石8斗5升5合を1石4斗5升到, 2割2分の減額で解決している<sup>39)</sup>

また, 同郡御槇村において, 昭和3年11月, 同部落の小作農民32名(農民組合主導)は, 同年産の稲作が, さる8月にあった暴風雨のため大凶作で小作料不能だとして, 地主4名に対し, 小作料4割減を要求した。それに対し, 地主側が拒否し, 紛糾した。そこで, 宇和島署の越智署長調停に乗り出した。また, 農民組合側も宇和島署長に調停方を依頼した。また, 渡部村長も調停に乗り出し, さらに, 藤井伝三郎県小作官も12月4日調停にやって来た。その結果, 地主側の大譲歩で大部分解決した(例えば, 地主河野清は3割減, 地主柿山米治は3割5分減)。小作側の勝利であった<sup>40)</sup>

39) 『昭和3年小作争議綴』。

40) 『愛媛新報』昭和3年11月28日, 12月8日, 15日, 『海南新聞』昭和3年12月18日。

また、同郡御檜村において、同村に土地を持つ大地主・小西荘三郎は、御檜村の争議に端を発したのか、12月9日、同家の小作人に対し、従来の小作料の3分の2を引き下げると通知している<sup>41)</sup>

また、同郡好藤村大字深田において、同部落の小作農民65名が(全国農民組合好藤村深田支部員25名、組合員外40名、関係田25町6反)、昭和3年12月20日、協議し、今夏以降の風水害により平年作に比し1割の減収の上、唯一の副業である繭価、糸価の下落により農村経済は窮迫しているとして、地主18名に対し、小作料3割減、口米1升の廃止を求め、運動を開始した。それに対し、深田部落の区長山下友一郎等が調停に入り、12月24日奔走したが、地主側は1割減に固執し、小作側は3割減を要求し続け、対立が続いた。12月25日に再び区長らが調停を行い、地主側は1割5分の減額まで譲歩したが、小作側が譲歩せず、なお対立が続き、越年した。この争議は翌4年に入り、村会議員の横山照吉らも調停に加わり、奔走し、1月11日に地主15名、小作45名を集め、妥協を求めた。そこで、小作側は2割5分まで譲歩したが、地主側が1割5分に固執したため、これまた決まらなかった。翌12日に、再び協議が行われ、13日に次のような条件で解決した。それは、①本年限り小作米2割減。②口米は従来通り1俵(4斗俵)につき1升入れること、③地主より小作側に口米実施の代償として、金1封を支給すること、というもので、小作側に比較的有利な解決であった<sup>42)</sup>

また、同郡愛治村大字西野々において、小作人芝義三治は、約25年程前から地主清家与三から田2反5畝18歩を小作料3石1升5合の条件にて小作していたが(5年の小作契約で、更新)、昭和3年11月、昭和3年産米の凶作を理由に、地主に対し小作料軽減要求を出した。それに対し、地主側は小作料の減額を拒否し、ただ、その納入を翌年納期まで延期を認め、解決することとなった。しかし、地主はこのような小作料軽減要求を再三見るは煩にたえないとし

41) 『海南新聞』昭和3年12月12日。

42) 『昭和3年小作争議綴』。

て、12月に小作に対し小作地返還を求めた。それに対し、小作側は容易に確答せず、越年した。この争議は昭和4年に入り、地主側が小作地返還を承諾したものと即断し、同部落の別の小作人青木シゲに小作せしむることとした。そこで、小作の芝は、6月20日、小作地返還の承諾を与えていない、もし耕地を返還すると糊口に窮すると地主に申し入れた。そして、小作人芝は早く稲の植付けをするのが大事だとして、6月22日、隣村の泉村の農民組合員の応援を得て、田拵に着手した。そこで、警察が出てきて、松丸警察署が共同耕作の中止を求め、穏便なる解決をするよう説得し、また、地主側の清家与三もことさら小作契約の期限が昭和6年までということもあり、小作側と事を構えることも本意ならずとして、仲介者の要請をうけ、6年まで芝に小作させることで円満解決した<sup>43)</sup>

また、同郡旭村大字奈良において、大正15年に発生した小作争議(地主1名、小作1名、小作地返還、関係田2反8畝11歩)は、翌昭和2年、小作官が調停に入り、5月27日小作継続で解決していたが、地主の武田増治は小作人河野が耕作し続けることを極度に嫌い、昭和3年に入り、小作料納付が2、3日遅延したことを口実に小作料の受け取りを拒否し、2月23日、小作地を取り上げ、またまた争議となった。小作側は引き続き小作継続が出来るよう小作調停法の申し立てを行った。10月22日、小作調停委員会が開催され、小作人の申し立てが却下された。小作側の敗北であった<sup>44)</sup>

また、同郡岩松大字芳原において、昭和3年12月12日、同部落の小作農民35名(全国農民組合芳原支部、日労党岩松支部主導)が、岩松町の大地主小西荘三郎・万四郎ら12名の地主に対し(関係田8町2反1畝)、従来慣行として徴収している口米(1俵につき1升)は、不当なる搾取であり、悪習慣であるとし、撤廃の嘆願書を郵送した。それに対し、地主側は、当地は田地方と異なり産米検査を受けざるものにつき、ただちに口米を廃止することは不当なり、

43) 『昭和3年小作争議綴』。

44) 『昭和2年小作争議綴』『昭和3年小作争議綴』。

本年度の凶作については温情主義により相当小作料を減額している、それなのに団体行動をとるは不穏当なりとの意向を表明した。その後、12月20日、岩松町役場に主な地主5名が集まり、警察所長とも協議し、農事改良、地主小作間の融和改善、争議調停をはかるため、岩松町役場に農業技手を雇い、その費用は地主側が負担することを決めている。この争議は越年し、4年の秋に、小作側が自発的に良質の検査合格米を納入し、地主がそれに応え、1俵あたり1円30銭の補助を小作に出し、円満解決している<sup>45)</sup>

以上、東予地方の小作争議は、概して、警察や町村長、小作官等の調停により、若干の小作料の軽減がなされたものの、農民組合は解散、組合員は脱会し、地主と小作による協調組合が結成された。そして、この協調組合で争議が未然に防止される機構が作られた。基本的に小作側の敗北に終わったと言える。それに対し、南予の北宇和郡では、農民組合は解散せず、全国農民組合を基礎に、困難ながらも持続的に闘われ、小作調停法に持ち込まれても、一定の成果をあげていた。このような差異がどこから来るかは、興味深く、研究の価値ある点である。

---

45) 『昭和3年小作争議綴』。